

記入例

業務で御使用の はかり の調査票

事前調査番号(集合)	
事前調査番号(巡回)	

計量法第19条の規定により、取引・証明に使用するはかりは、定期検査の受検が義務づけられています。つきましては、下記の項目の太枠内にご回答いただき、はかりの使用状況の調査にご協力下さい。

1. 貴事業所についてご記入下さい。

事業所名称		定休日	曜日
事業所住所 (通知文郵送先)		担当者 (電話番号)	
使用場所住所			~ 必ずどちらかに○をつけて下さい。

2. 該当するものに 印を記入して下さい。

貴事業所に、はかりはありますか？(貸与・リースを含む)	ある	ない
はかりを取引・証明に使用していますか？ <small>「取引・証明」については、別紙「計量器(はかり)定期検査のお知らせ」を参照してください。</small>	はい	いいえ
ヤマト運輸から借りている はかり	ある	ない

担当者名の記入をお願いします。
巡回検査対象の場合は必ず記入して下さい。

3. 予定の検査方法に 印を記入して下さい。

A. 埼玉県または埼玉県計量協会	B. 代検査(民間の検査)
埼玉県、埼玉県計量協会の検査は、 <u>検査日や検査時間の指定はできません</u> 。また、埼玉県計量協会の検査手数料は <u>当日現金払い</u> です。	代検査依頼先 [] 実施(予定)年月日 [] 年 [] 月 [] 日 []

4. はかりの詳細をご記入下さい

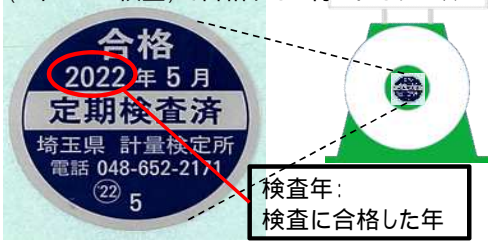
No	はかりの種類 ※1	合格シールの検査年	ひょう量 (最大能力) kg	分銅 おもり	台数	の有無 有・無	検定年月 年 月	精度 等級	はかりの 使用用途
例	電気式	なし	150kg	-	1台	有・無	2018.01	III	食材購入時の計量
例	指示はかり	2022	100kg	-	1台	有・無	※合格シールがあればこの欄は記入不要		
1	機械式はかり		100kg		1台	有・無			
2	機械式はかり	2022	150kg以下		1台	有・無			
3					1台	有・無			
4					1台	有・無			

合格シールの年号を記入して下さい。シールがない場合は「なし」と記入し、検定年月・精度等級・はかり

「以下」ではなく、具体的な数字を記入して下さい。はかり本体や説明書等に記載されている値(「150kg」「100/200kg」等)の記入をお願いします。台数も忘れずに記入して下さい。

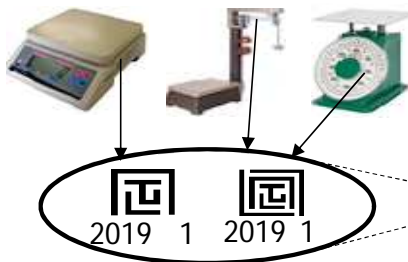
合格シール:

使用中のはかり(検定証印等付)が定期検査(2年ごとの検査)で合格すると付されるシール



検定証印等:

はかりの製造時に国の基準に適合すると付される刻印



検定年月:
刻印された年月

実物大

2019 1 2019 1

詳しくは、別紙「計量器(はかり)定期検査のお知らせ」をご参照のうえ、ご記入下さい。

1 はかりの種類 記入例:「指示はかり」、「懸垂指示はかり」、「棒はかり」、「不等比皿はかり」、「台手動」、「電気式」など。

御協力ありがとうございました。御記入後は下記連絡先までFAXまたは電話にて連絡してください。

埼玉県、埼玉県計量協会より問合せ等があった場合は、御面倒をおかけしますが御協力ください。

連絡先

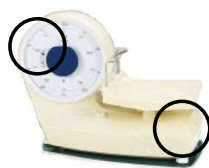
連絡先

○印の付近に打刻・印刷により検定証印等が付されています。

機械式はかり



※分銅付



指示はかり(針が重さを示すもの)



※分銅付
天びん

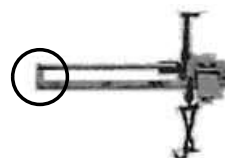


※おもり付
台手動はかり



※分銅付

等比皿はかり



懸垂手動はかり



※おもり付

不等比皿はかり



※おもり付
棒はかり



懸垂指示はかり



分銅



定量増おもり



定量おもり

電気式はかり



電気式はかり(デジタルで重さを表示)

はかりの種類と検定証印等の付してある場所

検定証印等が付されたはかりが市場に出荷され、取引・証明に使用される場合、定期検査の受検対象となります。2年に一度、市町村ごとに決まった時期に行われる定期検査に合格すると、はかりに合格シールが貼られ、引き続き取引・証明にはかりが使用できます。不合格の場合、製造時に付された検定証印等が抹消され、取引・証明に使用できなくなります。取引・証明にはかりを使用し続ける場合、はかりを入れ替えるか、修理検定が必要です。これらの一連の流れを次ページに示します。